

I V F 利用による黒毛和種の生産促進対策事業実施要領の細則

事業実施要領の 5. (1) の対策費について次の通り定める。

1. I V F 移植促進対策

(1) I V F 移植促進費を次の通り交付する。

登録可能 I V F (黒毛和種)、その他の I V F について、一律 1 個 3, 0 0 0 円。

(2) 請求手続

I V F 移植促進費申請書(別紙)によるものとする。乳用種についても準用する。

(3) 適用

令和 6 年 4 月 1 日付、(一財) 畜産ニューテック協会到着の「体外受精卵移植促進費申請書」より適用する。

2. その他

この細則に定めない事項又は疑義については(一財) 畜産ニューテック協会が決定する。

この細則は令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

以上